

裁判員裁判 レポート

裁判員センター 新入会員による 活動報告



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

今回は、裁判員センターの新入会員の活動について、会員の皆様にご報告いたします。

石原 詩織 (67期)

●Shiori Ishihara
当会会員

1 はじめに

平成27年9月15日に、東京地裁にて裁判員経験者の意見交換会が開かれるとのことで、傍聴の命を受けて出席しました。裁判所で開かれる意見交換会なんて、きっと表層的な議論ばかりで退屈に違いない。そう思って参加したわけですが(裁判員センターの先生方、申し訳ありません…)、実際には、裁判員経験者の方々から率直な意見が次々として出て、非常に興味深い内容でした。

以下では、特に印象に残った点について、いくつか紹介させていただきます。

2 弁護活動に向けられる視線

裁判員経験者の方々の意見を聴いて感じたのが、裁判員が、プロに対する畏敬の念とでもいべきものを、検察官に対しては抱いているのに対して、弁護人に対しては、良くも悪くも、抱いていないということでした。言い換えれば、「自分だったらどうするか。」という視点で弁護活動を見ているということです。その背景には、弁護活動は、「自分でもで

きる。」(けれど、検察官の活動はできない。)という感覚があるようにも感じました。

例えば、ある裁判員経験者の方は、弁護人による証人尋問について、「弁護人は、●●に関する質問をしなかったが、すべきだった。」という趣旨の発言をしていました。その事件については分かりませんので、確かにその方の言うとおりに、弁護人は、当然すべき質問をしなかったのかもしれませんが、質問を控えた理由があったのかもしれませんが、弁護人に対する同様の「ダメ出し」はほかにも複数出していました。

このような意見が出た理由の1つは、おそらく、検察官に比べて、弁護人の活動の方が本当に「ダメ」であったからなのだと思います。しかし、弁護活動に対する親しみやすさ、ドラマ等で見て「分かっている」という感覚も、弁護人に向けられる視線に影響しているように感じられました。弁護人は、事件の内容にはかかわらず、厳しい評価を受けやすい立場に置かれているのではないかと思います。そして、弁護人に対する評価が低ければ、自ずと事件に対する見方も厳しくなると思われ、弁護士としては、「さすがプロ」と感じさせる卓越した弁護活動を見せることで、この点を克服する必要があるように感じました。

3 守秘義務に関する問題提起

また、裁判員経験者の方が、「守秘義務の範囲を明確にしてほしい。評議に際して何か問題があっても、守秘義務に反すると思うと話すことができず、結局、問題が埋没してしまう。」という趣旨の発言をしていたのも、印象的でした。

確かに、評議に関して明らかな問題があったとしても、その問題を指摘することが守秘義務違反なのかどうか曖昧な状況では、問題を指摘し、改善へつなげることは難しいように思います。私も、ある裁判員裁判で、裁判員が法律上明らかに許されないプロセスを経て結論を出そうとしているにもかかわらず、裁判官は「どうせ結論は同じだから。」と言ってそれを正そうとしなかった、という話を聞いたことがあります。評議のプロセスに問題があったとしても、裁判官の書いた判決自体に問題が現れなければ、その問題が明らかになることはありません。このこと自体は、裁判員裁判と裁判官裁判で違いはないにせよ、1回きりの裁判で役目を終える裁判員が感じた問題は、より共有されやすく、より取り上げられるべきことのように思われ、問題を吸い

上げる何らかの工夫が必要ではないかと思いました。

4 検察庁の組織力

最後に、全体を通じて改めて感じたのが、検察庁の組織力です。参加している弁護士の先生も、もちろん、丹念な準備をされていたのですが、検察官の発言や質問からは、検察庁が組織として、この意見交換会を、裁判員裁判における公判活動を改善するための貴重な機会として位置付け、今後の活動を見据えた質問事項等をチームで準備してきている様子うかがわれました（休憩時間も、代表で参加している検察官と、傍聴している検察官2名とで話し合っていました。）。しばしば指摘される場所ですが、組織を挙げてノウハウを蓄積する検察庁の強かさを感じました。

5 最後に

意見交換会の傍聴は、非常に勉強になる貴重な機会となりました。これから一層気を引き締めて、刑事弁護活動にあたりたいと思います。

大藪 昌平 (67期)

●Shohei Ozono
当会会員

1 研修を受けるにあたって

私は、これまでに2回、法廷弁護技術研修（以下、「研修」と言います。）を受講しました。といっても、そのうちの1回は、法廷弁護技術研修講師養成講座の模擬受講生というやや特殊な立場での受講でした。

研修を受講する前、とある方に「心が折れるから覚悟しておいた方がよい。」と言われ、不安を感じた覚えがあります。受講前にビビらされた私は、事前に推奨されていた本を読み込み、記録も何度も目を通しました。その

ため、私の中では、立派な弁護人大藪のイメージができ上がっていました。特に、冒頭陳述や弁論は、事前に準備したことをうまく話すだけだと考えていたので、気分だけはベテラン刑事弁護人です。そういうわけで、ある程度の準備をした上で臨んだ研修でした（のちに冒陳等で準備不足を感じましたが…）。

2 整えられた研修環境

研修では、講師の先生方の司会の下、事件のブレインストーミングをします。当該事件で有利な事実、不利な事実、その両方を受講生全員で出し合い、その中で重要な事実は何か、というのを決めていきます。ここで感じ

たのは、講師の方々の進行が素晴らしく、自分たちが気持ちよく発言することができたということです。講師養成講座の模擬受講生を経験して判明したことなのですが、講師の方々も講師としての訓練を十分にされておられます。そのため、私たち受講生が研修に集中できる環境が整っています。

3 実演

ブレインストーミングを終え、いよいよ実演です。67期である私は、生の事件で被告人質問をしたことはありませんでしたし、ましてや裁判員用 법정で何かをするということ自体が初体験でした。そんな初体験の尋問は、全くと言っていいほどイメージどおりには行きませんでした。特に感じたのは、求めている答えが出てこないということです。思ったような答えが出ないため、重要な部分で誘導してしまったり、中途半端な答えにもかかわらず強引に要約してしまったりと、散々な結果でした。実演後に実演の様子を撮影したビデオを見せていただくことができるのですが、自分でも焦っているのが分かり、これでは裁判員にあの弁護人はダメだ！と思われてしまいます。自分で自分の尋問を見て、尋問中も誰かに見られているという意識を持つことの重要性を感じました。

冒陳や弁論においても、事前に準備していても、いざ法廷に立ってみると、急に「これも話した方がいいかな？」とか、「この部分は

なくてもいいかな？」などといった迷いのせいで、支離滅裂になってしまうことがありました。自分で納得できる準備をしていないと、少しでも準備どおりにいかないだけで、全体が一気に崩れてしまうことを痛感しました。また、裁判員裁判は、裁判員に分かりやすく伝えるのが重要です。そのため、相手に伝わるような工夫が必要です。準備をしさえすれば、読み上げるだけでよいと考えていた私にとっては、非常に大きな発見でした。

講師の先生方は、私たちの実演を否定することなく、こうした方がより良くなるのではないかと、といった視点でアドバイスしてくださいました。そのため、そのアドバイスを受けて、もう一度試してみたい！という欲が出るほどでした。最初に申し上げたような心が折れるということは全くなく、また受けたいという気持ちになりました。

4 おわりに

私が遠く足元にも及ばないような偉大な先生方のおかげで、裁判員裁判はもちろんのこと刑事弁護全体においても法廷弁護技術が重要であるとの認識が広がっていると思います。二弁はもちろんのこと、東京三会でも研修は行われており、他の会に比べて格段に恵まれた環境にあります。このような機会を逃さず、多くの会員の皆様に研修を受講していただき、私の体験した感動を感じていただきたいと思います。 ■

津金 貴康 (67期)

●Takayasu Tsugane
当会会員

1 研修を受講した感想

(1) 法廷弁護技術研修

平成27年の8月、三会主催の法廷弁護技術研修を受講しました。私は、弁護技術に関する研修を受講したのは今回が初めてでした。

『法廷弁護技術 第2版 (日本弁護士連合会

編)』を読んでから研修に臨んだのですが、実際にやってみると、本で読んだことが全くできませんでした。例えば、冒頭陳述でストーリーを語るという基本が、全く頭から抜け落ちてしまっていました。本を読んで分かったつもりになったことが実際には身につけていないということは、実際にやってみて他者から指摘され、初めて気が付きました。

さらに、ビデオクリティークも、とても役立つものだと思います。ビデオで自分の姿を

見ることで、手の動きが煩わしいとか、自信がなさそうだとか、そういった様々な問題に気付くことができ、非常に良かったです。また、研修は法廷で行われましたが、裁判員裁判未経験の私が法廷での自分をイメージできたので、とても良い機会になりました。

研修の内容から、多人数が受けられるものではないと思います。しかし、裁判員裁判に興味がある若手には絶対勧めたい研修です。

(2) 講師養成研修

法廷弁護技術研修から10日後くらいに、講師養成研修がありました。これは、講師として活躍されている弁護士が、講師志望の若手弁護士に指導方法を教える、という内容の研修でした。この研修では、まず講師志望の弁護士が若手弁護士の弁論等の実演に対して講評を加え、その講評に対して、講師として活躍されている弁護士が講評を加える、という方式で行われました。私は、講師志望の弁護士から指導を受ける弁護士として、この研修に参加しました。

私はこの研修で、講師志望の弁護士と、講師志望の弁護士を指導する弁護士のお二人から指導を受けることになったので、より多くの問題点に気付くことができ、またより多くの改善策を提示していただき、非常に参考になりました。

研修の質を高めるために、講師の指導の質も上げる必要があります。しかし、指導の質を上げる機会というのはなかなかありません。したがって、この研修は非常に意義深いものだったと思います。私が将来講師を志望するとしたら、是非とも受けたいと思います。

また、私のような、講師志望の弁護士に指導を受ける弁護士の役も、非常によい経験となりました。裁判員裁判に興味がある若手に

は、こちらも是非ともお勧めしたいです。

2 裁判員センターに所属した感想

(1) 所属のきっかけ

元々私が裁判員センターに所属しようと思ったきっかけは、裁判員裁判に対して高い意識を持たなければいけない、という危機感でした。修習生のとき、私は裁判員に対して文字だけの弁論要旨を配布した弁護士を見て、絶望感を覚えました。元々刑事弁護は弁護士の姿勢と実力が色濃く反映される分野であり、裁判員裁判は弁護士の差がさらに顕著に表れる分野であると、私は考えております（発言に私の実力が伴っていないのが非常にもどかしいのですが）。ですから、弁護士会で裁判員裁判に興味を持っている方々に接し、自己の研鑽に努めるとともに、弁護士全体の裁判員裁判の弁護の質を上げる手伝いができたらと思い、所属を決めました。

(2) 所属した感想

全体的に若いメンバーが多いですが、ベテランの先生方もいらっしゃいます。どなたも、人の意見に耳を傾けつつ自分の意見を仰るので、議論は活発です。

また、裁判員センターのメンバーとして、法曹三者協議や裁判員経験者意見交換会に参加しましたが、裁判員から弁護人がどのように見えるのかを聞くことができ、非常に参考になりました。

研修の企画についても、裁判員裁判を担える実力が確保できるように、皆様全力で考えている印象を受けます。

まだまだ議論に参加できてはおりませんが、私も活発に議論を交わせるように日々精進していきたいと思います。

**N
FP**

裁判員センターには裁判員裁判に限らず刑事弁護全般に取り組み、実践的な技術や知識を学ぼうとする弁護士が集まっています。

今回の三人の先生方も入ったばかりですが、ご報告いただいたように様々な活動をしています。多くを学ぶことができ、雰囲気もオープンでなじみやすいものだと思自負しています。

当センターへのたくさんの先生方のご参加をお待ちしております。